

三宅町指定暑熱避難施設募集要項

1 趣旨

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、「熱中症特別警戒情報」が発表されたときに、暑さをしのぐために誰でも利用できる施設のことを言い、公共施設、民間施設を問わず、地域であらかじめ避難場所を確保し、熱中症のリスクを低減させることを目的とします。

三宅町では、町内の公共施設の一部をクーリングシェルターとして指定すると同時に、町とともに熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2 指定要件

- (1) 適切に維持管理された冷房設備を有すること。
- (2) 奈良県内に熱中症特別警戒情報が発表された場合、公表している開放可能な曜日・時間において、施設を町民その他の者に開放すること。
- (3) 奈良県内に熱中症特別警戒情報が発表されていない場合であっても、熱中症特別警戒情報の運用期間内であれば、暑さをしのぐことができる場所として公表している開放可能な曜日・時間において、施設を町民その他の者に開放すること。
- (4) 施設滞在に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保することができ、かつ、休憩できる椅子・ソファを設置していること。
- (5) 環境省が発表する熱中症予防情報について積極的に取得し、その把握に努めること。

3 運用期間

国が定める4月第4水曜日から10月第4水曜日

4 確認事項

- (1) 申込書を提出した時点で、町からのクーリングシェルターの指定に同意したものとし、クーリングシェルターとして適当と認められる場合は、町と協定を締結していただきます。
- (2) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定しないことがあります。また、指定された後も町が不適当と認める場合は、指定を取り消すことがあります。
- (3) クーリングシェルターの指定施設は、町公式ホームページで公表します。
- (4) クーリングシェルターの開放にあたって必要な電気使用料等の経費は、各施設の負担になります。
- (5) 水をはじめとした熱中症対策物品は、町からの配布や補助は行いません。
- (6) 休憩に訪れた方の対応は、各施設でお願いします。
- (7) クーリングシェルターの利用者が施設に損害を与えた場合、町は損害賠償の責任を負いません。
- (8) 指定の期間は、指定の日から年度末の3月31日までとし、クーリングシェルターの指定を受けた施設を有する事業者から事前の申出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとします。

5 募集期間

随時受付

6 応募方法

「三宅町クーリングシェルター指定申込書」に必要事項を記載し、別紙「クーリングシェルター見取り図」を添付の上、三宅町健康子ども課窓口へ持参、もしくは郵送、電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、「クーリングシェルター見取り図」は任意の様式でも構いません。

7 指定申込書提出後の流れ

- ①「三宅町クーリングシェルター指定申込書」の審査
- ②施設の現地確認
- ③協定の締結
- ④クーリングシェルターの指定
- ⑤施設情報の公表（町公式ホームページ、SNSによる配信）

8 申込・問合せ先

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂848-1

三宅町役場 健康子ども局 健康子ども課

TEL 0745-43-3580（課直通）

E-Mail kenkou@town.miyake.lg.jp